

浜松市山間地域農業生産活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、農業の生産条件が不利な山間地域において、適切な農業生産活動が継続的に行われることにより、山間地域が有する国土の保全、水源のかん養等公益的な機能の維持を図るため、農業の近代化を促進し、多品種の作物の生産と高付加価値型農業の普及を推進する者、また、生産された農芸産品を消費者に魅力あるものとして伝え、生産者自らが生産技術の向上・生産振興や産地維持などに繋げる取組を推進する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「山間地域」とは、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村と、同法第2条の「山村」の定義に準じた地域とし、昭和25年2月1日における町村区域を単位として定めた別表1の地域をいう。

(補助金の種類)

第3条 この要綱に定める補助金の種類は、次のとおりとする。

(1) 山間地域の公益的機能の維持の面から、園地整備、改植、機械化の促進等を支援する補助事業で、事業内容、補助率及び補助対象者は、別表2のとおりとする。

なお、県単独事業として実施する補助事業の対象地域、補助率及び補助の額の上限については、中山間地域農業振興整備事業費補助金交付要綱の定めるものとし、別表4のとおりとする。

(2) 生産された農芸産品を消費者に魅力のあるものとして伝え、生産者自らが生産技術の向上・生産振興や産地維持などに繋げる取組を支援する補助事業で、事業内容、補助率及び補助対象者は、別表3のとおりとする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象事業の期間は、補助金の交付決定を受けた日からその日が属する年度末までとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、規則第4条の規定による交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 資金状況調べ（様式第4号）

- (4) 市税納付・納入確認同意書(様式第5号)
- (5) 暴力団排除に関する誓約書(様式第6号)
- (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し(給与所得者を雇用する事業者)
(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときはこれを審査し、当該申請が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、補助金の交付額決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。なお、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 別表2及び別表4の補助対象事業欄に掲げる事業の相互間の流用をしてはならない。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間)内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させる場合がある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。この場合において、事業により取得し、又は効用の増加した財産で(3)に規定する処分制限期間を経過しないものにあつては、財産管理台帳その他関係書類を整理、保管しなければならない。
- (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (7) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該変換の期間までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (9) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。

ない。

(事業の審査)

第7条 市長は、前条に基づき提案された事業について、その内容を審査し、補助金の交付対象とする事業内容を決定する。

2 市長は、前条の審査を行うため、事業の提案者から事業内容等の聴取を行うことができる。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、次に掲げる事項に該当する場合は、変更承認申請書(様式第8号)に変更事業計画書(様式第2号)及び変更収支予算書(様式第3号)を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業主体を変更する場合
- (2) 施工場所又は設置場所の変更をする場合
- (3) 事業費を変更する場合
- (4) 補助金額を増額する場合
- (5) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(変更の承認)

第9条 市長は、前条による申請が適当であると認めた場合は、変更申請を承認し、補助金の交付額変更決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、規則第13条の規定による実績報告書(様式第9号)に事業実績書(様式第2号)及び収支決算書(様式第3号)を添付し、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合はその内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付額確定通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査を行う場合において、補助事業者から事業実績の聴取又は現地調査を行うことができる。

(請求の手続き)

第12条 補助事業者は、前条による補助金の交付確定通知書を受領した後10日以内に請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(概算払の承認申請)

第13条 補助事業者は、概算払の承認を申請する場合は、概算払承認申請書(様式第12号)に資金状況調べ(様式第4号)を添えて市長に提出しなければならない。

(概算払の承認)

第14条 市長は、前条による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認められた場合は、申請者に補助金の交付額承認決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(概算払の請求手続き)

第15条 前条による補助金概算払承認通知書を受領した申請者は、概算払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第16条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第13号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

(細則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行し、平成28年度から平成30年度までの補助金に適用する。

この要綱は、平成30年4月1日より施行し、平成30年度の補助金に適用する。

この要綱は、平成31年4月1日より施行し、平成31年度から平成33年度までの補助金に適用する。

別表 1

区 分	山間地域に該当する旧町村名
山村振興法第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村	上阿多古村、熊村、竜川村、犬居町、気多村、熊切村、浦川村、山香村、城西村、水窪町、龍山村、伊平村、鎮玉村
山村振興法第 2 条の「山村」の定義に準じる地域	光明村、下阿多古村、佐久間町

ただし、光明村については、都市計画区域を除く地域とする。

別表 2

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助の限度額
奨励作物	茶の新植又は改植	苗木の購入費用（10 アール以上の茶園を保有するものが2アール以上の新植又は改植を行った場合に限る。）	1 アールあたり 10 千円
	花木の新植又は改植	花木の購入費用（10 アール以上の農地を保有するものが2アール以上の新植又は改植を行った場合に限る。）	1 アールあたり 20 千円
	上記以外の作物の新植又は改植	苗木の購入費用（10 アール以上の農地を保有するものが1アール以上の新植又は改植を行った場合に限る。）	1 アールあたり 10 千円
農業用施設等	園地整備	園地の整備費用（2 アール以上の造成・整備を行う場合に限る。）	1 アールあたり 35 千円
	防霜施設	防霜ファン、被覆施設、スプリンクラー等の購入費用及び工事費用（10 アール以上の園地に設置する場合に限る。）	1 アールあたり 20 千円
	高付加価値化を目的とした被覆施設	栽培作物の高付加価値化を目的とした被覆施設等の購入費用及び工事費用（10 アール以上の園地に設置する場合に限る。）	1 アールあたり 20 千円
	軌道式運搬設備	単軌道レール、運搬機等の購入費用及び工事費用（10 アール以上の園地に設置する場合に限る。）	1 設備あたり 1,000 千円

	乗用式管理設備	乗用型茶園管理機、トラクター、コンバイン等の購入費用(100アール以上の園地に導入する場合に限る。)	1設備あたり 2,500千円
	自走式管理設備	自走式茶園管理機等の購入費用(20アール以上の園地に導入する場合に限る。)	1設備あたり 600千円
	栽培育苗生産施設	ビニールハウス、保管施設等の設置費用(2アール以上の園地に導入する場合に限る。)	1事業あたり 1,000千円
	農産物加工施設	荒茶・仕上茶加工施設、農産物加工・保管施設等の設置費用	1事業あたり 3,000千円
農業用施設等	農産物販売施設	農産物販売施設等の設置費用	1事業あたり 1,000千円

補助対象者

- ・市内に居住し山間地域において農業を営む農業者及び農業者が組織する団体
- ・市税を完納している者であること。また、浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。
- ・補助率は当該事業に要する経費の3分の1以内とする。

中古機械を購入する場合は、販売事業者を介しての購入であること。また、耐用年数の残存期間は2年以上とし、販売事業者等の証拠書類を添付すること。

別表3

事業区分	補助対象経費	補助の限度額
PR事業・品質向上事業	<ul style="list-style-type: none"> ・品評会やイベント出店のための経費 ・PR事業に要する経費 ・委託に要する経費(検査・分析・調査・デザイン・製作等外部発注に要する費用) ・全国茶品評会への出品に要する経費のうち摘採に係る人件費 ・販路開拓に要する経費(マーケット調査・販路開拓・拡大に要する費用) 	事業費の1/2以内 限度額:500千円

補助対象者

- ・市内に居住し山間地域において農業を営む3人以上の農業者で構成される団体
- ・市税を完納している者であること。また、浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

- 備考 1 補助金額は、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。
 2 補助対象経費は、事業費から消費税及び地方消費税を除いた額とする。

別表 4

中山間地域農業振興整備事業（県単独事業）

対象地域に該当する旧町村名	事業区分	補助対象事業	補助対象経費等	補助の限度額
犬居村、気多村、熊切村、龍山村、浦川村、佐久間村、山香村、城西村、水窪町	先進省力化施設	自動定植用機械、風筒式等防除機械、茶園管理機械施設	・補助率 3分の1以内（但し、単軌道式運搬施設、防霜・防除施設は2分の1以内）	1 地区あたり 200,000 千円
	生産強化施設	集出荷施設、育苗施設、栽培施設、防霜・防除施設、単軌道式運搬施設	・事業主体 市町、農協、農業者の組織する団体 ・実施期間	
	高付加価値化施設	農産物加工施設、品質等分析施設、農産物販売施設	3年以内（地区及び個々の施設については単年度完了） ・事業費（下限事業費）	
	販路開拓・確立事業	販路開拓・拡大対策、ブランド化促進対策	ハード整備 2,000 千円以上 ソフト事業 1,000 千円以上	

様式第1号(第5条関係)

交 付 申 請 書

平成 年 月 日

(あて先)
浜松市長

所在地
名 称
代表者

平成 年度において浜松市山間地域農業生産活動事業費補助金交付要綱に基づき、次のとおり事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 交付申請額及びその算出の基礎

補助金申請額		円
算出根拠	総事業費	円
	消費税抜き	円

様式第2号（第5条、第8条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

区 分	事業の内容	事業費	経費の内訳			備 考
			市 補助金	自己 資金	その他	
		円	円	円	円	
計						

経費の内訳にその他がある場合は、備考欄に内容を記載すること。

事業の内容	
事業実施箇所	浜松市 区 地内
事業実施期間	着工（予定）年月日 平成 年 月 日
	完了（予定）年月日 平成 年 月 日
事業の成果	

事業の成果欄は、ソフト事業のみ記載。

様式第3号（第5条、第8条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

（1） 収 入

（単位：円）

区 分	予算額 （変 更 予算額） （決算額）	（予算額）	比 較		備 考
			増	減	
市補助金					
自己資金					
その他					
計					

（2） 支 出

（単位：円）

区 分	予算額 （変 更 予算額） （決算額）	（予算額）	比 較		備 考
			増	減	
計					

（注）変更収支予算書が提出・承認された事業の収支決算書の場合は、（予算額）欄に変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

様式第4号(第5条、第13条関係)

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
	市補 助金	自己 資金	その 他	計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込み額を計上すること。

様式第5号(第5条関係)

市税納付・納入確認同意書

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い) 産業部 農業振興課)

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

印

昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市山間地域農業生産活動事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市山間地域農業生産活動事業費補助金

様式第6号(第5条関係)

暴力団排除に関する誓約書

浜松市山間地域農業生産活動事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

平成 年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

様式第7号（第6条、第9条、第14条関係）

浜松市指令産農振第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

補助金の交付額（変更）決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった浜松市山間地域農業生産活動事業費補助金として下記のとおり条件を付して補助する。

金	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---

条件

- 1 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 2 浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17条。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 3 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 4 浜松市補助金交付規則及び浜松市山間地域農業生産活動事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- 5 浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと。

様式第8号(第8条関係)

変更承認申請書

平成 年 月 日

(あて先)
浜松市長

所在地
名 称
代表者

平成 年 月 日付け浜松市指令産農振第 号により補助金交付の決定を受けた山間地域農業生産活動事業を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて報告します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(1) 交付申請額及びその算出の基礎

(2) 事業の内容

様式第9号(第10条関係)

実績報告書

平成 年 月 日

(あて先)
浜松市長

所在地
名称
代表者

平成 年 月 日付け浜松市指令産農振第 号により補助金交付の決定を受けた山間地域農業生産活動事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第10号(第11条関係)

浜産農振第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

補助金の交付額確定通知書

平成 年 月 日付け浜松市指令産農振第 号により決定した平成 年度浜松市山間地域農業生産活動事業費補助金の交付については、下記のとおり確定します。

記

交付確定額

円

様式第11号(第12条、第15条関係)

請 求 書 (概算払請求書)

金 円

ただし、平成 年 月 日付け浜産農振第 号により補助金の交付額の確定(概算払承認)を受けた浜松市山間地域農業生産活動事業費補助金として、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

(あて先)
浜松市長

所在地
名 称
代表者

振込先 金融機関名
 座種別
 座番号
 座名義

様式第12号(第13条関係)

概算払承認申請書

平成 年 月 日

(あて先)
浜松市長

所在地
名 称
代表者

平成 年 月 日付け浜松市指令産農振第 号により交付決定を受けた補助金の概算払をされたく申請いたします。

記

- 1 概算払を必要とする理由
- 2 概算払を必要とする金額
- 3 概算払を必要とする時期

様式第13号(第18条関係)

平成 年 月 日

(あて先)
浜松市長

所在地
名称
代表者

消費税仕入控除税額等報告書

平成 年 月 日付け浜松市指令産農振第 号により交付決定通知のあった浜松市山間地域農業生産活動事業費補助金について、浜松市山間地域農業生産活動事業費補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- | | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| (平成 年 月 日付け浜産農振第 号による補助金の確定額) | | |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入りに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入りに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |